

会議録

平成30年第2回更別村議会臨時会

第1日（平成30年5月7日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 教育行政報告
- 第 6 議案第39号 教育長の選任につき同意を求める件
- 第 7 議案第40号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第41号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第42号 動産の買入の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	総務課長	末田晃啓
住民生活課長	佐藤成芳	建設水道課長	新関保
教育次長	川上祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	平谷雄二
書記	小野山果菜		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回更別村議会臨時会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成30年第2回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様には大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしも春耕の時期を迎え、本格的な農作業が始まりました。何よりもこれからの農作業が安全かつ順調に進み、昨年にも増しての豊穰の秋が迎えられることを心より願うものであります。

さて、北朝鮮と韓国との歴史的な首脳会議の実現など目まぐるしく激動する国際情勢の中、朝鮮半島の平和と非核化が進み、また懸案である拉致問題の解決が図られることを強く願うものであります。さらには、TPP11や日ロEPA、米国との2国間FTAなど農業を取り巻く環境が依然として厳しい中、今こそしっかりと村民の皆様を守り、基幹産業の農業の基盤整備とさらなる充実発展、商工業の振興、本年度に開始されます24時間訪問看護ステーションの運用、あるいは子育て世代包括支援センターの設置等に伴う教育、医療、介護、福祉サービスの向上に努めなければならないと考えております。いよいよ第6期の総合計画も1年目がスタートし、スローガンであります「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」の実現を目指し、施策を着実に実行し、村民一人一人が輝く村政の実現に全力を尽くす所存であります。さらなる議員各位の皆様のご指導とご協力を切にお願い申し上げます。

本臨時会におきましては、教育長選任の件、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件、更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件、動産の買入の件についてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番、太田さん、3番、高木さんを指名をいたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において議会運営委員会に付託をいたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月7日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議しました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承を願います。

◎日程第5 教育行政報告

○議長 長 日程第5、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
この際、暫時休憩といたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

- 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第39号

- 議 長 日程第6、議案第39号 教育長の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第39号 教育長の選任につき同意を求める件であります。

村教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任同意をお願いする者は、更別村字更別南2線100番地19柏町、荻原正氏であります。昭和32年4月16日生まれの61歳であります。

荻原氏におかれましては、平成27年5月8日より3年間にわたり本村の教育長を務めております。この間、新教育委員会制度が施行されましたことから、これまでの教育委員長と教育長を一体化したことによる新教育長の業務整理を行い、本村における教育行政の推進を行ってきたところであります。主なものとして、総合教育会議の新設、さらには更別村教育大綱の制定を行い、更別村教育の根本理念と方向性を定めながら教育行政推進の先頭に立ってこられました。また、自身が社会教育担当であった経験を生かし、第8次社会教育中期計画の策定に精力的に当たってきております。特に学校教育においては、管理職を含む教職員の確保、適正な学校運営の支援、ふるさと教育の推進、幼保小中学校の連携教育の指示等学校現場にたびたび訪れ、現状と課題の把握に努めてまいりました。また、更別農業高校へのさまざまな振興策にも力を注いでまいりました。議員各位の皆さんからご指摘を受けました給食センターの運営に関しましても、職場環境の改善、人員確保に心がけ、安定運営に全力を注いでおります。また、新しい時代のコミュニティ・スクール、CSの導入に向け、31年度の設置を目標に推進会議の設置や学校関係者、PTAとの調整に全力を傾けているところであります。

このように荻原氏は、教育行政をめぐるさまざまな諸課題にその解決のために教育長としてすぐれた行政手腕を発揮し、果敢に挑戦してきております。教育は、国家百年の計であり、村づくりは人づくりそのものであります。次代を担う子どもたちは村の宝であり、村の未来そのものであります。その先頭に立つ教育長には荻原氏をおいてほかにはありません。どうか引き続きこれまでの豊富な経験とチャレンジ精神を生かし、教育長の重責を荻原氏に担っていただきたく、議会の同意を強くお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。ご審議、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 今回教育長の選任について、再任するかということなのですが、この教育長の今までの総括をしていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 総括につきましては、各分野ごとにお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどは、全体として教育長の責務、職務の概略について申し上げました。特に学校教育に関しましては、地域、学校等の希望に応じた教職員の確保ということで、一般教職員を含む、あるいは部活動担当職員、教員の確保、あるいは管理職におきましては指導力のある学校長の確保ということでこれまで努めてきたところであります。いずれも適切な、あるいは円滑な学校運営ができるもとは、やっぱり教職員の適正な確保ということと教職員の資質によるものが大きいものですから、そういう面で学校運営、経営を進める上で必要とする教職員を教育局と折衝しながら、今日まで進めてまいっておるところであります。

あと、ふるさと教育の推進でありますけれども、これは私も力を入れているところでもありますけれども、ふるさとに誇りを持ち、そしてふるさとを愛するそういう子どもを育てていくということで、未来の更別村を築いていく基盤ともなりますふるさと教育について、これについて奮闘してきたということでもあります。新たな取り組みとしては、天然記念物ヤチカンバ、あるいは診療所の医師による中央中学校での授業、小学校での村内在住の障害者との交流、そういうことを進めてまいりましたし、従来からは地域の職業人に学ぶ授業、あるいは小学生とJA青年部の学校菜園づくり、地域のお祭り、あるいは末広学級との交流ということで行ってきております。学校教育に関しては、さまざまな課題が山積をしているわけですが、その中でしっかりと進めてこれたのではないかとこのふうなことで総括をしております。

また、幼保小中学校の連携教育の推進ということでもありますけれども、これは単にバトンタッチをするのではなくて、それぞれの学校が連携して、協力し合って一人一人の子どもの成長を同じ視線で見続けていくという観点から、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。特に高校まで視野に入れたというような形の連携、あるいはそういう

ような活動も必要であるということから、さまざまな事例に取り組んできております。連携についても十分とは言えませんが、円滑にスムーズに行われてきているのではないかとこのように総括しております。

また、更別農業高校への支援でございますけれども、これにつきましても各種施設整備、あるいは生徒たちが頑張ってお土産品の開発とか、あるいは民間企業との連携というふうな形になっておりますけれども、それが生徒の意欲を喚起し、そして実際に成果が生み出せるように支援をしているところであります。そのような総括をしております。

全体としては、新教育委員会制度に基づいた新しい体制下ということで、教育委員長と教育長が一本化したことによる業務の整理ということとか、あるいは総合教育会議が設置されました。その部分での村の教育の方向性、将来性あるいは理念、あるいは教育大綱の設定ということで、これが一番大きな成果であったというふうに総括をしております。ただ、これについては、27年から29年度までということで、これからはどんどん状況、あるいは教育の状況変化によって組み立てをしていかなければいけないというふうに考えております。

コミュニティ・スクールを31年度から目指しておりますけれども、これについても準備期間、それぞれPTAの総会等に赴きまして、しっかりと話をしているということでもあります。今年度精力的に取り組むことから現在義務化をされているコミュニティ・スクールの導入について地域ぐるみの教育を進めていくという観点からもしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

先ほども概略で述べましたように、提案理由で述べましたように給食センターの安定した運営ということで、さまざまなご指摘を受ける中で議会でご指摘をいただいた環境整備等、あるいは人員確保、安定的に運営ができるように、これについてはしっかりと総括をして進めていきたいというふうに考えております。

あと、社会教育に関しても先ほども述べました第8次の社会教育中期計画の策定ということで、さまざまな文化活動への議会でのご質問、あるいはグローバル社会への対応等々たくさん課題が挙げられています。まだ、その部分についてはしっかりと実現できていないところがあるというふうに私自身としては総括しておりますので、この部分をしっかりと計画に従ってやり遂げていきたいというふうに考えております。こども基金の見直し、あるいは冬の子どもたちの遊び場、あるいは住民の意見を尊重した社会教育の推進ということでも、これについても細かいところで課題があるわけですが、そのことをしっかりと総括しながら、今後3年間やっていきたいというふうに考えております。

村の執行方針、あるいは教育行政執行方針に基づきまして教育長は手腕を発揮してもらえんことを考えておりますし、そのように現段階では評価を、総括をしているところであります。

以上であります。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今村長のほうから総括をしていただきましたけれども、教育制度が変わりまして、教育委員会の代表者であるということになりました。また、任期とした理由の中には、村長の任期4年の中で1回指名できるという、こういう意味も持っています。そういう意味で再任されるということですが、まず総括の中で確認をさせてください。平成28年度予算の中では、更別小学校音楽教室の改修工事で修正案が出されました。また、29年度予算におきましては、学校給食の委託業務の修正案が可決されました。30年におきましては、認定こども園の園長賃金で修正案が提出されたところでございます。このような状況を村長はどのような評価ということによって受けとめていますでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 さまざまな部分でいろいろな議員の皆さんからご指摘ありました。28年の小学校の校舎の音楽室の問題、29年度、そして30年度、今ありましたけれども、その部分では我々の中でも私自身を含めご指摘のあった点をしっかりと受けとめながら、その部分について今後の市政に生かしていくという決意であります。具体的にはそれぞれの場面でいろいろな現場のニーズ、あるいは状況等を鑑みながら判断していきたいというふうに思っておりますけれども、修正、あるいはそういう部分を受けたことについては、謙虚に反省をしなければいけないというふうに総括をしております。

以上であります。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そこでまた、大きく変わった中で総合教育大綱が行政と一体されて策定されてございます。この施策の中に7項目がございまして、ここで村長が任命する思いというものをお聞かせいただきたいと思っております。学校教育、この方針の中には学力や体力が向上し、みずから考え、行動する力や本村で育ったことを誇りに思う気持ちを養うというふうになってございます。そしてまた、ふるさと教育の推進に力を入れているということですが、さらなる村長の思いというものをここでありましたらお聞かせください。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬議員さんからお話がありましてとおり、大綱については総合教育会議の中、あるいはこれまでに決められました文科省の答申、あるいは北海道の教育計画、新しい教育計画素案ということをや約8項目にわたりまして、いろいろとその基盤となる部分について分析をしてみました。私自身としては、この中で教育委員さんからも指摘あったのですけれども、やはりふるさと教育等にしっかりと力を注がなければいけないということでありました。私は、先ほどの提案理由の中でも申し上げましたとおり、次代を担うのは人づくりでありますし、今の子どもたちだというふうに考えております。そういった点においては、この大綱に基づいてしっかりと各教育行政、あるいは村の行政の執行が行われなければなりませんし、今これに向かって育てることが20年後、30年後の豊かで持続可能な村づくりには不可欠であるということから、そういう点でしっかりとこの教育大綱に基づいて具体的な施策をもってそれを進めていくということで、教育長にはこ

れについて全力を傾けてやってもらいたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 もう一点、社会教育でございます。生涯教育と特に文化ということも含めてなのですが、ここにも基本方針の中に地域のよさや課題を学んで一人一人が主体的に学び、その成果を生かすということが書かれてございます。これに対する私もかなり生涯教育については思いを寄せるところもありますが、村長の思いをお聞かせください。

○議 長 西山村長。

○村 長 私も今村瀬議員さんがお話しされましたとおり、文化活動、あるいは郷土芸能の継承、伝統、そういうものについてしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っています。例えば民謡友の会の後継者育成に対して教育委員会が具体的にかかわり、実績を上げている問題でありますとか、郷土芸能の伝承と活動の場をしっかりと確保するという、あるいは通学合宿、子ども交流での実施、中札内との連携による学習機会の充実ということで、その部分について文化的な部分、あるいは継承されてきたところでしっかりと後世に残していかなければならない部分について、これについてもしっかりとやっていきたいというふうに考えておりますし、教育長にはその責を負っていただきたいと思っております。

以上であります。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今回再任という提案だったわけですが、継続するということは安定した教育行政が遂行できるというふうに思うのですが、近年教育に精通した、また教育経験者を外部から登用するという形が結構ほかの町村でも見えるわけですが、そういった考えというか、そういったことを検討されるのか。今後そういったことも考えられるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘の点でありますけれども、私としては私も1期目の最後の年ということで、公約の完全実施と新しい施策、あるいは第6期の1年次の目標に掲げました施策を全て実行する決意であります。教育長の選任につきましては、昨今いろんな形で専門家の方とか精通していた方ということもあると思っておりますけれども、それについては現段階で私の任期の中では荻原教育長ということでありまして、また新しい段階になりましたらその都度そういうところは検討されていくものであるというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第39号 教育長の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 教育長の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定をいたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第40号

○議 長 次に、日程第7、議案第40号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第40号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例(昭和50年更別村条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成30年政令第126号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第127号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)等の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人村民税の非課税措置にかかわる所得要件を引き上げるものであります。(2)、個人村民税均等割の非課税基準を引き上げるものであります。(3)、個人村民税の算出における基礎控除の適用にかかわる所得要件を新たに規定するものであります。(4)、個人村民税の算出における調整控除の適用に係る所得要件を新たに規定するものであります。(5)、加熱式たばこ喫煙用具を製造たばこことみなすことを新たに規定するものであります。次のページにまいりまして、(6)、加熱式たばこを紙たばこの本数に換算する方法を新たに規定するものであります。(7)、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入

計画により取得をした機械装置等の固定資産税の特例措置を新たに規定するものであります。(8)、その他関連条文の改正並びに法令等の整合を図るための字句を改めるものであります。

なお、佐藤住民生活課長より補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

説明に際しましては、法律の改正によって条や項がずれたりしたものを整理したり、削除したり、またそれに伴う条項の繰り上げ、法改正にあわせた文言の整理等につきましては、説明を簡略化、または省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち主要な部分を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。条例第24条第1項、2ページをお開きください。第2号につきましては、政令改正にあわせ、障害者、未成年者、寡婦、または寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴う改正となっております。

第2項につきましては、政令改正にあわせ、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備と均等割非課税限度額の引き上げに伴う改正となっております。

条例第34条の2につきましては、法律改正にあわせ、個人村民税の基礎控除額に所得要件を創設する改正を行っております。

3ページをお開きください。条例第34条の6につきましては、法律改正にあわせ、個人村民税の調整控除額に所得要件を創設する改正を行っております。

条例第63条の2につきましては、3ページから6ページで法律改正にあわせ、年金所得者の係る配偶者特別控除の申告要件の見直しや規定の整備を行っております。

6ページから7ページにかけてです。6ページのところにある条例47条の3と条例47条の5につきましては、法律改正にあわせ、規定の整備を行っております。

7ページの条例第48条につきましては、法律改正にあわせ、7ページから8ページの第2項及び第3項で法人村民税の租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人割額から控除することについて規定しております。

10ページをお開きください。第10号から第12号で大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定しております。その他につきましては、所要の規定を整備しております。

次に、条例第52条につきましては、法律改正にあわせ、13ページにかけまして法人村民税の納期限の延長の場合の延滞金について申告した後に減額補正がされ、その後さらに増額更正などがあった場合には、増額更正などにより納付すべきその申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る税額のうち延長後の申告期限前に納付されていた部分は、

その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定しております。

13ページのほうになります。条例第92条につきましては、法律改正にあわせ、製造たばこの区分を新たに創設しております。

14ページをお開きください。条例第93条の2につきましては、法規定の新設にあわせ、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品、またはこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者、前2者から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造するもの、その他これらに準ずるものとして総務省令で定めるものにより売り渡しし、消費等、または引き渡しが行われたもの及び輸入したのものについては、製造たばことみなすこととするを新設しております。

条例第94条につきましては、これから17ページにかけまして、法律改正にあわせ、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とするなどの規定を整備をし、平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に整備するものであります。段階内容につきましては、2段階目ということにつきましては31ページになります。ここの第94条ということになります。第3段階目ではありますが、次の32ページ、第3条改正の条例第94条と。第4段階目につきましては、33ページ、第4条改正の条例第94条と。第5段階目につきましては、35から37ページにかけましての第5条改正の条例第94条において改正をしております。施行期日につきましては、40ページの附則第1条第1項が1段階目、第2項で2段階目、第6項で3段階目、第8項で4段階目、第9項では5段階目ということで日付を記載してございます。

17ページにお戻りいただきたいと思います。条例第95条につきましては、法律改正にあわせ、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。段階内容につきましては、2段階目につきまして32ページの条例第95条、第3段階目につきましては34ページ、第4条改正の条例第95条において改正をして、施行期日は40ページ、第1条第1項で第1段階目、第6項で第2段階目、第8項で第3段階目としてございます。

17ページにお戻りいただきたいと思います。条例第98条につきましては、条例第94条において定義を置いたことによる規定の整備であります。

18ページをお開きください。附則第5条の2につきましては、条例第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備を行っております。

19ページをお開きください。附則第5条の3につきましては、条例第52条の改正に伴う所要の規定の整備を行っております。

20ページをお開きください。附則第5条の4につきましては、個人村民税の所得割非課税限度額の引き上げを行っております。

附則第10条の2につきましては、法律で定められた範囲内で課税標準の額の割合を定める規定となっております。当村では、国の参酌割合の規定をもとにした割合としてございます。第1項につきましては、水質汚濁防止法に規定する特定施設、または指定地域特定

施設を設置する工場、または事業場の汚水、または廃液を処理する施設が対象資産となっております。

第2項につきましては、中小企業者等が取得した大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出、または飛散する特定物質の排出、または飛散を抑制するための施設が対象資産となっております。

第3項につきましては、公共下水道施設の機能を妨げ、または損傷するおそれのある下水を排出している使用者が下水道法施行令で定める基準に従い、下水の障害を除去するために設けた施設が対象資産となっております。

第6項につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に規定する特定水力発電設備、総務省で定める出力規模1,000キロワット以上のものが対象資産となっております。

第7項につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に規定する特定地熱発電設備で、総務省で定める出力規模1,000キロワット以上のものが対象資産となっております。

第8項につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に規定する特定バイオマス発電設備で、総務省で定める出力規模2万キロワット以上のものが対象資産となっております。

21ページお開き願います。第9項につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に規定する特定太陽光発電設備で、総務省で定める出力規模1,000キロワット未満のものが対象資産となっております。

第10項につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に規定する特定風力発電設備で、総務省で定める出力規模20キロワット未満のものが対象資産となっております。

第11項につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に規定する特定水力発電設備で第6項に掲げるものを除くものが対象資産となっております。

第12項につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に規定する特定地熱発電設備で第7項に掲げるものを除くものが対象資産となっております。

第13項につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に規定する特定バイオマス発電設備で、総務省で定める出力規模2万キロワット未満のものが対象となっております。

第15項につきましては、租税特別措置法に規定する中小企業等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等を導入計画に従って取得した先端設備等に該当するリース取引を含む機械装置等が対象資産となっております。

第16項につきましては、項番号の変更となっております。

附則第10条の3につきましては、24ページから25ページの第12項で法規定の新設にあわせ、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について規定しております。その他については、政令改正等にあわせて改正しております。

38ページをお開きください。こちらは、第6条改正の附則第4条の第2項につきまして平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するも

のであります。

41ページからは経過措置となっております。その他法律や政令の改正にあわせての改正、条や項のずれ、規定の整備等につきましては説明を省略させていただきます、補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これですべての討論を終わります。

これから議案第40号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 議案第41号

○議 長 日程第8、議案第41号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第41号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村学校給食センター設置条例（昭和40年更別村条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、学校給食センター運営委員会を組織する関係団体の代表者の人数に認定こども園上更別幼稚園の園長を加える必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、学校給食センター運営委員会委員の人数を9人以内から10人以内に改めるものであります。

次のページをお開きください。次ページは、更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。現行の組織、第6条、運営委員会は、委員9人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員関係団体の代表者並びに学識経験者のう

ちから教育委員会が委嘱するの部分を改正後は、第6条、運営委員会は、委員10人以内、下線部でありますけれども、下記改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これですべての討論を終わります。

これから議案第41号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第9 議案第42号

○議 長 日程第9、議案第42号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第42号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買い入れしようとするものであります。

1、買い入れの目的、村道の除雪業務のため。

2、動産の品名、大型ロータリー除雪車2.2メートル、2,300トン級、N I C H I J O製、H T R 308 A形。

3、動産の数量、1両。

4、契約金額、金4,563万円であります。

5、買い入れの方法及び時期、指名競争入札による落札、平成30年11月22日までに取得。

6、契約の相手方、帯広市西20条北1丁目3番32号、株式会社中島自工。

理由といたしまして、財産の取得につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年更別村条例第7号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、この件につきまして資料を添付しております。資料のほうをごらんください。資料（議案第42号）、1、入札日時、平成30年4月24日午前9時、指名業者は記載のとおりであります。3、仕様内容、装置幅2.6メートル、第4次ファイナル排出ガス規制対応車種、附属品は次ページに一覧表として明細書として提示してありますので、お目通しをお願いするものであります。4、納入期限、契約締結の日から平成30年11月22日までとなっております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第42号 動産の買入の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議をされた案件は全て終了いたしました。

これにて平成30年第2回更別村議会臨時会を閉会をいたします。

(午前10時49分閉会)